

情報・システム研究機構長の業務執行状況の確認規則

平成28年3月4日
制 定

最近改正 平成30年1月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、情報・システム研究機構長選考会議規則（以下「選考会議規則」という。）第7条に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長（以下「機構長」という。）の業務執行状況の確認に関し必要な事項を定める。

(恒常の確認)

第2条 選考会議の委員は、選考時に期待した業績を機構長があげているか、その業務執行の状況について選考会議規則第3条第1号により選出された委員については経営協議会に、同規則第3条第2号により選出された委員については教育研究評議会に出席し、恒常的な確認を行う。

(定期的確認)

第3条 選考会議は、毎年、前年度における業務の実績報告及びその評価結果により、選考時に期待した業績を機構長があげているか、業務執行状況の確認を実施（以下「定期的確認」という。）し、年度末までに結果を公表する。ただし、機構長退任の翌年度については、この限りではない。

- 2 選考会議は、定期的確認に当たっては、機構長と意見交換を行う。
- 3 選考会議は、定期的確認に当たっては、監事に対し意見を求める。
- 4 選考会議は、定期的確認を行った場合は、機構長に対して結果を通知するとともに、必要に応じて提言及び要請を行うことができる。

(庶務)

第4条 機構長の業務執行状況の確認に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則の解釈について疑義のあるときは、選考会議がこれを決定する。

- 2 この規則の改廃は、選考会議がこれを行う。
- 3 この規則に定めるもののほか、機構長の業務執行状況の確認に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年3月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月19日から施行する。